

議案第 1号

富士見町下水道事業受益者分担に関する条例

富士見町下水道事業受益者分担に関する条例を次のように制定するものとする。

平成27年9月3日 提 出

富士見町長 小 林 一 彦

富士見町下水道事業受益者分担に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、公共下水道に係る下水道事業のうち都市計画事業でないもの(以下「事業」という。)に要する費用の一部に充てるため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 224 条の規定に基づく受益者分担金(以下「分担金」という。)の徴収について定めるものとする。

(受益者)

第 2 条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域(以下「排水区域」という。)内に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは、賃貸借による権利(一時使用のために設定された地上権又は、使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。)の目的となつている土地については、それぞれの地上権者、質権者、使用借主又は賃借人をいう。

2 富士見町下水道条例(平成 5 年富士見町条例第 11 号)第 27 条第 1 項の規定により、処理区域外の汚水を公共下水道に排除する特別使用許可を受けた者は、第 1 項の規定にかかわらず、受益者とみなす。

(排水区域の決定等)

第 3 条 管理者は、分担金を徴収しようとするときは、その排水区域を定め、これを公告しなければならない。

(新規接続及び工事費の負担等)

第 4 条 新たに排水施設を使用しようとする者は、管理者に接続申請をし、許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けて排水施設を使用する者は、既設の排水施設への接続に要する工事費用を負担しなければならない。

3 前項の規定により設置した排水施設のうち、公共汚水ますまでの間の所有権は、町に属するものとする。

(分担金)

第 5 条 前項の規定により新規接続した者は、別表に定める分担金を納入しなければならない。

(分担金の徴収方法)

第 6 条 分担金の徴収は、接続工事着手前とし、受益者は納入告知書を発した日から 30 日以内に全額を納入しなければならない。ただし、特別の事情があるときは管理者の承認を得て分割納入することができる。

(農業集落排水事業の受益、加入権利継承)

第7条 富士見町農業集落排水処理施設条例(平成6年富士見町条例第9号)第19条の規定により既に参加金を納めている受益者は、農業集落排水事業の受益、加入の権利を継承するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表

排水区域	分担金(一戸につき)	
	一般住宅	その他
葛窪・先達・田端・乙 事・小六 上葛木・下葛木・机	550,000 円	860,000 円

議案第 2号

富士見町手数料徴収条例の一部を改正する条例

富士見町手数料徴収条例（平成12年富士見町条例第8号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成27年9月3日 提 出

富士見町長 小 林 一 彦

富士見町手数料徴収条例の一部を改正する条例

富士見町手数料徴収条例（平成12年富士見町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第28号中「住民基本台帳カードの交付 1件につき 500円」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付 1枚につき 800円」に改め、同項中第33号を第34号とし、第29号から第32号までを1号ずつ繰り下げ、第28号の次に次の1号を加える。

(29) 番号法第7条第1項に規定する通知カードの再発行 1枚につき 500円

第5条第1項中「手数料は、閲覧、証明及び謄本又は抄本交付の申請のときに徴収する。」を「手数料は、第2条の手数料を徴収する事務についての申請があった際に徴収する。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。」に改める。

第6条に次の3号を加える。

(9) 富士見町若しくは地方公共団体情報システム機構の過失により、通知カード又は個人番号カードを紛失し、焼失し、若しくは著しく損傷した場合又は個人番号カードの機能が損なわれた場合の再発行

(10) 通知カード又は個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合の再発行

(11) 通知カード又は個人番号カードを、個人番号や住民票コード変更、富士見町若しくは地方公共団体情報システム機構の過失による誤交付、又は国外転出により返納した後の再交付

附 則

この条例は、番号法の施行の日（平成27年10月5日）から施行する。

ただし、第2条第1項第28号の規定は、番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行し、住民基本台帳カードの交付に関する規定は、第2条第1項第28号の規定が施行される日の前日までは、なお従前の例による。

議案第 3号

富士見町営住宅条例の一部を改正する条例

富士見町営住宅条例（平成9年富士見町条例第12号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成27年9月3日 提 出

富士見町長 小 林 一 彦

富士見町営住宅条例の一部を改正する条例

富士見町営住宅条例（平成9年富士見町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第21条」を「第40条」に改め、「第3号及び」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成27年5月7日から適用する。

議案第 4号

富士見町奨学金条例の一部を改正する条例

富士見町奨学金条例（昭和 56 年富士見町条例第 1 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 27 年 9 月 3 日 提 出

富士見町長 小 林 一 彦

富士見町奨学金条例の一部を改正する条例

富士見町奨学金条例（昭和56年富士見町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「から生ずる収益」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5号

富士見町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

富士見町農業集落排水処理施設条例（平成6年富士見町条例第9号）の一部を次のように改正するものとする。

平成27年9月3日 提 出

富士見町長 小 林 一 彦

富士見町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

富士見町農業集落排水処理施設条例（平成 6 年富士見町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 を次のように改める。

処理施設の名称	終末処理場の位置	排水処理区域
立沢地区農業集落排水処理施設	富士見町落合 12328 番地 2	立沢 (本村・羽場)
西久保地区農業集落排水処理施設	富士見町富士見 4892 番地	若宮・木之間 花場・休戸・横吹

別表 2 を次のように改める。

排水処理区域	加入金	
	一般住宅	その他
立沢(本村・羽場) 若宮・木之間 花場・休戸・横吹	550,000 円	860,000 円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

富士見町個人情報保護条例の一部を改正する条例

富士見町個人情報保護条例(平成12年富士見町条例第7号)の一部を次のとおり改正するものとする。

平成27年9月3日 提 出

富士見町長 小 林 一 彦

富士見町個人情報保護条例の一部を改正する条例

富士見町個人情報保護条例(平成12年富士見町条例第7号)の一部を次のように改正する。

目次中「第6・7条」を「第6条—第7条の4」に、「第23条」を「第23条の2」に改める。

第1条中「、個人情報」の次に「(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)」を加える。

第2条中第4号を第8号とし、第3号を第7号とし、第2号の次に次の4号を加える。

(3) 個人情報ファイル 個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(6) 特定個人情報ファイル 次のいずれかをその内容に含む個人情報ファイルをいう。

ア 個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)

イ 個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のもの

第3条第1項中「個人情報」の次に「(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条及び次条において同じ。)」を加える。

第2章中第7条の次に次の3条を加える。

(特定個人情報保護評価)

第7条の2 実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項に規定する場合においては、同項の規定により、審査会の意見を聴くものとする。

(特定個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第7条の3 実施機関は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、審査会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 特定個人情報ファイルの名称

- (2) 当該実施機関の名称及び特定個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - (3) 特定個人情報ファイルの利用目的
 - (4) 特定個人情報ファイルに記録される項目(以下この条及び次条において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第8号において同じ。)として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲(以下この条及び次条において「記録範囲」という。)
 - (5) 記録情報(特定個人情報ファイルに記録される特定個人情報をいう。以下この条及び次条において同じ。)の収集方法
 - (6) 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - (7) 次条第3項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第5号若しくは前号に掲げる事項を特定個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨
 - (8) 第15条第1項、第18条第1項又は第20条の2第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
 - (9) 当該特定個人情報の訂正又は利用の停止、消去若しくは提供の停止に関して法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、その旨
 - (10) その他実施機関が定める事項
- 2 前項の規定は、次に掲げる特定個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査のために作成し、又は取得する特定個人情報ファイル
 - (2) 実施機関の職員又は職員であつた者に係る特定個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(実施機関が行う職員の採用試験に関する特定個人情報ファイルを含む。)
 - (3) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための特定個人情報ファイル
 - (4) 前項の規定による通知に係る特定個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した特定個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - (5) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する特定個人情報ファイル
 - (6) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した特定個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - (7) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する特定個人情報ファイルであつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - (8) 本人の数が実施機関が定める数に満たない特定個人情報ファイル
 - (9) 第2号から前号までに掲げる特定個人情報ファイルに準ずるものとして実施機関が定める特定個人情報ファイル
 - (10) 第2条第3号イに係る特定個人情報ファイル

- 3 実施機関は、第1項に規定する事項を通知した特定個人情報ファイルについて、当該実施機関がその保有をやめたとき、又はその特定個人情報ファイルが前項第8号に該当するに至ったときは、遅滞なく、審査会に対しその旨を通知しなければならない。

(特定個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第7条の4 実施機関は、実施機関が定めるところにより、当該実施機関が保有している特定個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第6号まで、第8号及び第9号に掲げる事項その他実施機関が定める事項を記載した帳簿(第3項において「特定個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

- 2 前項の規定は、次に掲げる特定個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 前条第2項第1号から第9号までに掲げる特定個人情報ファイル

- (2) 前項の規定による公表に係る特定個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した特定個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

- (3) 前号に掲げる特定個人情報ファイルに準ずるものとして実施機関が定める特定個人情報ファイル

- 3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは第6号に掲げる事項を特定個人情報ファイル簿に記載し、又は特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第8条第1項中「個人情報の適正な」を「個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この項において同じ。)の適正な」に改める。

第12条の見出しを「(特定個人情報以外の個人情報の目的外の制限)」に改め、同条第1項中「個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。次条において同じ。)」を加える。

第13条の次に次の2条を加える。

(特定個人情報の利用の制限)

第13条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。ただし、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用することができる。

- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により特定個人情報を特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために利用するときは、当該特定個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

- 3 第1項ただし書及び前項の規定は、特定個人情報の利用を制限する法令の規定の適用を妨げるものではない。

- 4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、特定個人情報の利

用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の課等に限るものとする。

(特定個人情報の提供の制限)

第 13 条の 3 実施機関は、番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第 15 条第 1 項中「個人情報」の次に「(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)」を加え、同条第 2 項を次のように改める。

2 次の各号に掲げる者(以下「法定代理人等」という。)は、本人に代わつて当該各号に定める区分に応じ、開示請求をすることができる。

(1) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人、保佐人又は補助人 自己に係る個人情報(特定個人情報を除く。)

(2) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人 自己に係る特定個人情報

第 19 条第 1 項中「自己情報が」を「自己情報(特定個人情報を除く。以下この条及び次条において同じ。)が」に改める。

第 20 条の次に次の 1 条を加える。

(利用停止の請求)

第 20 条の 2 何人も、自己を本人とする特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第 13 条の 2 の規定に違反して利用されているとき、番号法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第 28 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第 13 条の 3 の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止

2 第 15 条第 2 項の規定は、当該特定個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求について準用する。

第 21 条第 1 項中「又は前条第 1 項」を「、第 20 条第 1 項」に改め、「中止の請求」の次に「又は前条第 1 項の規定による利用停止の請求」を加え、同条第 2 項中「その法定代理人、保佐人又は補助人」を「法定代理人等」に改める。

第 22 条第 1 項中「10 勤務日以内」の次に「(特定個人情報に係る請求にあつては、請求があつた日から 30 日以内)」を加え、同条第 2 項中「30 日」の次に「(特定個人情報に係る請求にあつては、60 日)」を加え、同条第 3 項中「又は目的外利用等の中止」を「、目的外利用等の中止又は利用停止」に改める。

第 23 条中「又は目的外利用等の中止」を「、目的外利用等の中止又は利用停止」に改め、第 5 章中同条の次に次の 1 条を加える。

(情報提供等記録の提供先等への通知)

第 23 条の 2 実施機関は、訂正をすることの決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合

において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第 24 条中「個人情報」の次に「(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)」を加える。

第 30 条第 1 項中「及び目的外利用等の中止」を「、目的外利用等の中止及び利用停止」に改める。

第 32 条第 1 項中「自己情報」の次に「(特定個人情報を除く。)」を加え、「訂正請求、削除請求及び目的外利用等の中止の請求その他これらに類する請求」を削り、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 この条例の規定は、他の法令等の規定に基づき自己情報の訂正請求、削除請求、目的外利用等の中止の請求及び利用停止の請求その他これらに類する請求に係る手続が定められている場合には適用しない。

第 35 条中「保有個人情報」の次に「(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。第 37 条において同じ。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。)附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日(平成 28 年 1 月 1 日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第 2 章中第 7 条の次に 3 条を加える改正規定(第 7 条の 2 及び第 7 条の 3 に係る部分に限る。) 公布の日
 - (2) 第 13 条の次に 2 条を加える改正規定(第 13 条の 3 に係る部分に限る。) 番号法の施行の日(平成 27 年 10 月 5 日)
 - (3) 第 23 条の次に 1 条を加える改正規定 番号法附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日(経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 7号

損害賠償の和解と賠償額の決定について

別紙のとおり損害を賠償することについて和解し、賠償額を決定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び同項第13号の規定により議会の議決を求める。

平成27年9月3日 提出

富士見町長 小林 一彦

別 紙

損害賠償の和解と賠償額の決定について

次のとおり、損害を賠償することに和解し、賠償額を決定するものとする。

1. 相手方

所 有 者 富士見町境7088-5 有限会社信濃衛生社
運 転 者 富士見町落合3691-3 竹永勇虎
自動車登録番号 諏訪 800 さ 492

2. 事故の概要

平成27年7月1日午前8時30分頃、諏訪郡富士見町落合8258番地15先、町道208号線において、バキュームカーが走行中、富士見町が所有する山林より枯木がおち、フロントガラス等を破損してしまったもの。

3. 和解の方法

示談の成立

4. 損害賠償額

金、184,788円

5. 支払い方法

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 松本保険金センターから相手方に直接支払い。

平成 27 年度 富士見町一般会計補正予算 (第 3 号)

平成 27 年度 富士見町一般会計補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 59,228 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7,207,487 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年 9 月 3 日 提 出 富 士 見 町 長 小 林 一 彦

平成 27 年 月 日 議 決 富 士 見 町 議 会 議 長 加 々 見 保 樹

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
1 町税	
	1 町民税
	2 固定資産税
10 地方交付税	
	1 地方交付税
12 分担金及び負担金	
	1 分担金
15 県支出金	
	2 県補助金
17 寄附金	
	1 寄附金
18 繰入金	
	1 基金繰入金
19 繰越金	
	1 繰越金
20 諸収入	
	5 雑入
歳入合計	

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計
2,407,560	92,439	2,499,999
975,780	25,879	1,001,659
1,304,630	66,560	1,371,190
1,950,000	△92,439	1,857,561
1,950,000	△92,439	1,857,561
112,737	412	113,149
17,103	412	17,515
484,712	350	485,062
296,688	350	297,038
4,320	200	4,520
4,320	200	4,520
109,376	93,215	202,591
103,242	93,215	196,457
296,948	△36,037	260,911
296,948	△36,037	260,911
313,640	1,088	314,728
94,227	1,088	95,315
7,148,259	59,228	7,207,487

歳 出

款	項
2 総務費	1 総務管理費 3 戸籍住民基本台帳費
6 農林水産業費	1 農業費 2 林業費
7 商工費	1 商工費
8 土木費	2 道路橋梁費
9 消防費	1 消防費
10 教育費	1 教育総務費 2 小学校費 4 社会教育費
11 災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費
歳 出 合 計	

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計
1,184,428	22,985	1,207,413
973,839	22,903	996,742
51,727	82	51,809
613,444	2,062	615,506
583,822	2,062	585,884
29,622	0	29,622
562,142	11,083	573,225
562,142	11,083	573,225
800,689	6,804	807,493
292,558	6,804	299,362
261,066	966	262,032
261,066	966	262,032
704,208	13,043	717,251
197,414	1,623	199,037
171,579	920	172,499
192,304	10,500	202,804
0	2,285	2,285
0	2,285	2,285
7,148,259	59,228	7,207,487

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 町税	2,407,560	92,439	2,499,999
10 地方交付税	1,950,000	△92,439	1,857,561
12 分担金及び負担金	112,737	412	113,149
15 県支出金	484,712	350	485,062
17 寄附金	4,320	200	4,520
18 繰入金	109,376	93,215	202,591
19 繰越金	296,948	△36,037	260,911
20 諸収入	313,640	1,088	314,728
歳 入 合 計	7,148,259	59,228	7,207,487

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	1,184,428	22,985	1,207,413
6 農林水産業費	613,444	2,062	615,506
7 商工費	562,142	11,083	573,225
8 土木費	800,689	6,804	807,493
9 消防費	261,066	966	262,032
10 教育費	704,208	13,043	717,251
11 災害復旧費	0	2,285	2,285
歳 出 合 計	7,148,259	59,228	7,207,487

2 歳 入

(単位：千円)

款	項目	項目名	補正前の額	補正額	計
1	町 税		2,407,560	92,439	2,499,999
	1 町 民 税		975,780	25,879	1,001,659
		1 個 人	622,420	25,879	648,299
	2 固定資産税		1,304,630	66,560	1,371,190
		1 固定資産税	1,294,840	66,560	1,361,400
10	地方交付税		1,950,000	92,439	1,857,561
	1 地方交付税		1,950,000	92,439	1,857,561
		1 地方交付税	1,950,000	92,439	1,857,561
12	分担金及び負担金		112,737	412	113,149
	1 分 担 金		17,103	412	17,515
		1 農林水産業費分担金	11,274	412	11,686
15	県支出金		484,712	350	485,062
	2 県補助金		296,688	350	297,038
		8 総務費県補助金	0	350	350
17	寄 附 金		4,320	200	4,520
	1 寄 附 金		4,320	200	4,520
		3 教育費寄付金	10	200	210
18	繰 入 金		109,376	93,215	202,591
	1 基金繰入金		103,242	93,215	196,457
		1 財政調整基金繰入金	20,000	91,592	111,592
		10 義務教育施設整備基金繰入金	17,285	1,623	18,908
19	繰 越 金		296,948	36,037	260,911
	1 繰 越 金		296,948	36,037	260,911
		1 繰 越 金	296,948	36,037	260,911
20	諸 収 入		313,640	1,088	314,728
	5 雑 入		94,227	1,088	95,315
		1 雑 入	94,227	1,088	95,315
	歳 入 合 計		7,148,259	59,228	7,207,487

節		説 明	
区 分	金 額		
1 現年課税分	25,879	個人町民税現年課税分	25,879
1 現年課税分	66,560	固定資産税現年課税分	66,560
1 地方交付税	92,439	普通地方交付税	92,439
1 農業費分担金	412	町単土地改良事業分担金	412
1 総務管理費補助金	350	消費者行政活性化事業補助金	350
3 小学校費寄付金	200	小学校費寄付金	200
1 財政調整基金繰入金	91,592	財政調整基金繰入金	91,592
1 義務教育施設整備基金繰入金	1,623	義務教育施設整備基金繰入金	1,623
1 繰 越 金	36,037	前年度繰越金	36,037
10 雑 入	1,088	高速自動車国道救急業務支弁金	965
		森林の里親推進事業支援金	123

3 歳 出

(単位：千円)

款項目	項目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
					特 定 財 源		
					国県支出金	地方債	その他
2	総務費	1,184,428	22,985	1,207,413	350		
1	総務管理費	973,839	22,903	996,742	350		
	1 一般管理費	417,204	2,048	419,252			
6	企画費	291,289	20,032	311,321			

訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
		22,635	
		22,553	
	11 需用費	2,048	02共通経費 1,118 11需用費 1,118 消耗品費 1,118 ・ 消耗品費 1,118 03一般経費 930 11需用費 930 自動車修理費 930 ・ 自動車修理費 930
	1 報酬	1,660	25定住促進事業 4,639 11需用費 36 印刷製本費 36 ・ 空き家意向調査 36 12役務費 13 手数料 13 ・ 新聞折込手数料 13 13委託料 4,590 委託料 4,590 ・ 空き家調査業務 4,590 45 I U ターン事業 540 13委託料 540 委託料 540 ・ プロモーションビデオ作製 540
	4 共 済 費	266	60テレワーク推進事業 14,853 01報酬 1,660 委員報酬等 1,660 ・ 地域おこし協力隊報酬 1,660 04共済費 266 臨時雇用社会保険料 266 ・ 地域おこし協力隊社会保険料 266 08報償費 680 報償金 680 ・ テレワーク管理 500 ・ セミナー開催謝金 180 09旅費 44 費用弁償 44 ・ 地域おこし協力隊費用弁償 44 11需用費 299 消耗品費 40 ・ 事務用品 40 自動車燃料費 172
	8 報 償 費	680	
	9 旅 費	44	
	11 需用費	335	
	12 役 務 費	553	
	13 委 託 料	8,022	
	14 使用料及び賃借料	3,272	
	15 工事請負費	2,700	
	19 負担金補助及び交付金	2,500	

(単位：千円)

款項目	項目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
					特 定 財 源		
					国県支出金	地方債	その他
8	消費者行政費	942	350	1,292	350		(県)消費者行政活性化事業補助金 350
9	情報化推進費	52,066	260	52,326			
10	友好事業推進費	3,268	213	3,481			

訳	節		説 明	
	一般財源	区 分		金 額
			<ul style="list-style-type: none"> ・地域おこし協力隊自動車燃料 172 食糧費 87 ・サテライトオフィスツアー賄 87 12役務費 540 手数料 540 ・ホームオフィス取扱手数料 540 13委託料 2,892 委託料 2,892 ・サテライトオフィス管理委託 2,592 ・セミナー運営委託 300 14使用料及び賃借料 3,272 使用料等 686 ・サテライトオフィスツアーバス借り上げ 386 ・セミナー会場使用料 300 賃借料等 2,586 ・地域おこし協力隊パソコンリース料 108 ・地域おこし協力隊自動車リース料 378 ・地域おこし協力隊家賃 600 ・ホームオフィス確保家賃 1,500 15工事請負費 2,700 工事請負費 2,700 ・ホームオフィス改修工事費 2,700 19負担金補助及び交付金 2,500 補助金 2,500 ・ホームオフィス家賃補助 2,500 	
		19 負担金補助及び交付金	350	<ul style="list-style-type: none"> 03一般経費 350 19負担金補助及び交付金 350 補助金 350 ・消費者被害防止対策機器導入補助金 350
	260	11 需用費	260	<ul style="list-style-type: none"> 10行政情報ネットワーク事業 260 11需用費 260 印刷製本費 260 ・印刷製本費 260
	213	8 報 償 費	6	<ul style="list-style-type: none"> 05友好事業(西伊豆町) 213 08報償費 6 報償金 6 ・講師謝礼 6
		9 旅 費	48	

(単位：千円)

款項目	項目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内			
					特 定 財 源			
					国県支出金	地方債	その他	
	3 戸籍住民基本台帳費	51,727	82	51,809				
	1 戸籍住民基本台帳費	51,727	82	51,809				
6	農林水産業費	613,444	2,062	615,506				535
	1 農業費	583,822	2,062	585,884				412
	5 農地費	16,514	2,062	18,576				412
							(分) 町単土地改良事業分担金	412
	2 林業費	29,622	0	29,622				123
	2 林業振興費	24,121	0	24,121				123
							(諸) 森林の里親推進事業支援金	123
7	商工費	562,142	11,083	573,225				
	1 商工費	562,142	11,083	573,225				
	2 商工振興費	245,430	11,083	256,513				
8	土木費	800,689	6,804	807,493				
	2 道路橋梁費	292,558	6,804	299,362				
	2 道路維持費	147,995	6,804	154,799				

訳	節		説明	
	一般財源	区分		金額
		11 需用費	120	09旅費 48
				普通旅費 48
		14 使用料及び賃借料	39	・ 普通旅費 48
				11需用費 120
				食糧費 120
				・ 食糧費 120
				14使用料及び賃借料 39
				使用料等 39
				・ 有料道路通行料 39
	82			
	82	14 使用料及び賃借料	82	15住民基本台帳ネットワークシステム事業 82
				14使用料及び賃借料 82
				使用料等 82
				・ 住基ネットワーク使用料 82
	1,527			
	1,650			
	1,650	13 委託料	562	05町単土地改良事業 2,062
				13委託料 562
		15 工事請負費	1,500	委託料 562
				・ 測量設計等 562
				15工事請負費 1,500
				工事請負費 1,500
				・ 農道水路改修 1,500
	123			
	123			財源内訳補正
	11,083			
	11,083			
	11,083	19 負担金補助及び交付金	11,083	10商工振興事業補助金 11,083
				19負担金補助及び交付金 11,083
				補助金 11,083
				・ 商業振興事業 1,083
				・ 工業振興事業 10,000
	6,804			
	6,804			
	6,804	13 委託料	6,804	05道路維持修繕事業 6,804
				13委託料 6,804
				委託料 6,804

(単位：千円)

款項目	項目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
					特 定 財 源		
					国県支出金	地方債	その他
9	消 防 費	261,066	966	262,032			965
1	消 防 費	261,066	966	262,032			965
1	常備消防費	179,179	966	180,145			965
						(諸) 高速自動車国道救急業務支弁金 965	
10	教 育 費	704,208	13,043	717,251			1,823
1	教育総務費	197,414	1,623	199,037			1,623
2	事務局費	190,197	1,623	191,820			1,623
						(繰) 義務教育施設整備基金繰入金 1,623	
2	小学校費	171,579	920	172,499			200
1	学校管理費	160,519	200	160,719			200
						(寄) 小学校費寄附金 200	
2	教育振興費	11,060	720	11,780			
4	社会教育費	192,304	10,500	202,804			
2	公民館費	8,142	10,500	18,642			
11	災害復旧費	0	2,285	2,285			
1	農林水産業施設災害復旧費	0	2,285	2,285			
1	農業用施設災害復旧費	0	2,285	2,285			

訳	節		説 明
	一般財源	区 分	
			・幹線道路法面整備 6,804
1			
1			
1	19 負担金補助及び交付金	966	05 諏訪広域連合負担金 966 19 負担金補助及び交付金 966 負担金 966 ・高速自動車国道救急業務費 966
11,220			
	15 工事請負費	1,623	03 一般経費 1,623 15 工事請負費 1,623 工事請負費 1,623 ・学校施設改修工事 1,623
720			
	11 需用費	200	10 富士見小学校費 200 11 需用費 200 消耗品費 200 ・児童図書 200
720	11 需用費	720	03 一般経費 720 11 需用費 720 消耗品費 720 ・教師用教科書・指導書 720
10,500			
10,500	19 負担金補助及び交付金	10,500	03 一般経費 10,500 19 負担金補助及び交付金 10,500 補助金 10,500 ・分館建設事業 10,500
2,285			
2,285			
2,285	13 委託料	200	05 町単農業用施設災害復旧費 2,285 13 委託料 200 委託料 200 ・測量設計 200
	14 使用料及び賃借料	85	14 使用料及び賃借料 85 使用料等 85 ・機械等借上料 85
	15 工事請負費	2,000	

(単位：千円)

款項目	項目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内					
					特 定 財 源					
					国県支出金	地方債	その他			
歳出合計					7,148,259	59,228	7,207,487	350		3,323

訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
			15工事請負費 2,000
			水路復旧費 2,000
			・水路復旧費 2,000
55,555			

議案第 9 号

平成 27 年度 富士見町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)

平成 27 年度 富士見町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 789 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,888,417 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年 9 月 3 日 提 出 富 士 見 町 長 小 林 一 彦

平成 27 年 月 日 議 決 富 士 見 町 議 会 議 長 加 々 見 保 樹

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
5 県支出金	1 県負担金
歳入合計	

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計
83,177	789	83,966
8,662	789	9,451
1,887,628	789	1,888,417

歳 出

款	項
8 保健事業費	1 特定健康診査等事業費
歳 出 合 計	

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計
20,576	789	21,365
13,022	789	13,811
1,887,628	789	1,888,417

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
5 県支出金	83,177	789	83,966
歳 入 合 計	1,887,628	789	1,888,417

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
8 保健事業費	20,576	789	21,365
歳 出 合 計	1,887,628	789	1,888,417

2 歳 入

款	項目	項 目 名	補正前の額	補 正 額	計
5		県支出金	83,177	789	83,966
	1	県負担金	8,662	789	9,451
	2	特定健診等負担金	2,454	789	3,243
歳 入 合 計			1,887,628	789	1,888,417

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 特定健診等負担金	789	特定健診等負担金 789

3 歳 出

款	項	目	項 目 名	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
							特 定 財 源		
							国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他
8			保健事業費	20,576	789	21,365	789		
	1		特定健康診 査等事業費	13,022	789	13,811	789		
		1	特定健康診 査等事業費	13,022	789	13,811	789		
							(県) 特定健診等負担金		789
歳 出 合 計				1,887,628	789	1,888,417	789		

(単位：千円)

訳	節		説	明	
	区	分			金
一般財源					
	7	賃	726	10特定健診等事業費	789
		金		07賃金	726
	9	旅	63	①臨時職員	726
		費		・臨時職員	726
				09旅費	63
				①普通旅費	63
				・普通旅費	63